

個人情報保護制度について

平成 23 年 8 月 26 日

消費者委員会

消費者委員会は、平成 23 年 8 月、個人情報保護専門調査会から「個人情報保護専門調査会報告書」の提出を受けた。

消費者委員会は、本報告書で指摘された検討課題については何れも重要な課題と考えており、今後これらの課題をとりまく状況の推移を見つつ、次期の委員会においても優先的に解決すべき課題等を抽出し、引き続き検討を進める必要があると認識している。

「自動車リコール制度に関する建議」に対する国土交通省・消費者庁の対応についての
委員長談話

2011年1月14日

消費者委員会

委員長 松本恒雄

2010年8月27日に当委員会が行った「自動車リコール制度に関する建議」では、国土交通省と消費者庁に対し、2010年12月までに建議事項に対する実施状況の報告を求めていました。

これに対し、同年12月27日に国土交通省、同月28日に消費者庁から、それぞれ報告がありました。

両省庁の報告からは、概ね、建議事項に前向きに取り組んでいることがうかがわれます。

本建議及びその実施状況に関する報告は、消費者に関連する行政を、担当省庁の目線からだけでなく、消費者の目線から点検して、現行制度に対する建議を行い、それにしたがって担当省庁が行政の在り方を見直し改善していく、という新しい行政の姿が実践された最初のケースです。この点で、当委員会として両省庁の対応を大いに評価します。

ただし、報告中には、当委員会の視点から見てなおフォローアップを要する事項も含まれており、それらについては当委員会の建議の意図をより明確に示す形で引き続き対応を求めていきたいと思えます。

既に行われている建議や提言に対しても、また、今後、引き続き行われることとなる建議や提言に対しても、対象とされた行政機関において真摯に対応することによって、消費者目線による消費者行政の監視を目的として当委員会が創設された意義が活かされることを期待します。そして、そのような方向に当委員会としても一層努力していく所存です。

「自動車リコール制度に関する建議」のフォローアップについて

建議事項（平成22年8月27日）	実施状況報告（国土交通省・消費者庁）（平成22年12月）	フォローアップ項目
<p>（建議事項①） 国土交通省は、以下の点に留意して、事故・不具合情報の収集及び公表制度の抜本的な改善を図ること</p>		
<p>○「自動車不具合情報ホットライン」の存在を消費者に周知し、十分な情報収集を図ること</p>	<p>自動車不具合情報ホットライン（以下、「ホットライン」という。）について周知を図るため、自動車工業会等に協力を依頼し、全メーカー(14社)のホームページにホットラインのリンクが設置された。また、全国の都道府県・市町村等(1959箇所)にも協力を依頼し、茨城県笠間市等の広報誌にホットラインの紹介が掲載された。</p> <p>この他にも、国土交通省メールマガジン等においてもホットラインの紹介を継続的に実施している。</p> <p>今後、JAFメイト(発行部数約1,150万部)等への広告及びインターネットポータルサイトへのオンライン広告を平成23年2月から3月にかけて行うほか、平成23年度から自動車検査証の裏面にホットラインの紹介を掲載する。</p> <p>なお、ユーザーからの不具合情報の収集や調査分析体制を強化するため、「不具合情報調査推進室」を新設することとしている。</p>	<p>●「自動車不具合情報ホットライン」の周知の取組の効果についての検証結果</p> <p>●「不具合情報調査推進室」における不具合情報の収集状況や同室を設置したことによる成果等</p>
<p>○メーカー等に対する事実確認を適時に行うこと</p>	<p>国土交通省では、事案の危険性・多発性等を評価し、設計・製造に起因するような不具合であることが疑われるものについて、メーカー等に事実確認を行っている。今後とも、ユーザー目線に立って事実確認を適時・適切に行う。</p>	
<p>○上記の事実確認において得られた情報について、できるだけ詳細に公表すること</p>	<p>ユーザーからの不具合情報をもとにメーカー等に対して行った事実確認の結果については、今後、注意喚起のため、緊急に行う必要があるものについて、直ちに公表する。それ以外については、適切な使用や保守管理及び不具合発生時の適切な対応を促進するのが必要な事案の選定や統計的な整理を行い、定期的に公表する。</p>	
<p>○メーカー等から四半期ごとに報告されている不具合情報を整理のうえ、消費者の注意喚起に資する情報を公表すること</p>	<p>国土交通省では、メーカー等から四半期毎に報告されている事故・火災情報について、適切な使用や保守管理及び不具合発生時の適切な対応を促進するため、個々の事故・火災の概要や原因について公表している。今後、事故・火災以外の四半期毎の不具合情報についても、ユーザーの不具合情報への関心が深まるよう、ユーザーへの注意喚起が必要な事案の選定や統計的な整理を行い、定期的に公表する。</p>	

建議事項（平成 22 年 8 月）	実施状況報告（国土交通省・消費者庁）（平成 22 年 12 月）	フォローアップ項目
<p>(建議事項②) 消費者庁は、</p>		
<p>○国土交通省と連携して、同省が保有する情報が、消費者庁とすみやかに共有され、事故情報データベースに反映されるようにすること</p>	<p>消費者庁は、国土交通省との検討の結果、同省が保有する情報を以下のとおり事故情報データベースに反映することとしている。</p> <p>(1) 自動車の不具合による事故・火災情報(発生日、車名、事故の内容等) 年内を目途に事故情報データベースに反映する。対象は、事故発生日が2009年4月1日以降の全ての情報とする。</p> <p>(2) 自動車の不具合情報(車名、不具合申告内容等) 所要のシステム改修を経た上で、年度内を目途に事故情報データベースに反映する。対象は、国土交通省自動車不具合ホットラインにおける受付日が2011年1月1日以降のうち、生命・身体に関する消費生活上の事故情報と消費者庁が判断した情報とする。</p>	
<p>○事故情報データベースにおいては、事故情報の公表が不十分であるため、運用の改善を図ること</p>	<p>消費者庁は、以下のとおり対応することとしている。</p> <p>(1) 「一般消費者向けサイト」と「行政向けサイト」で情報件数、情報内容が違うことについて 両者の情報件数が違うことに関しては、一般消費者向けには国民生活センター及び各都道府県・政令指定都市の中心となる消費生活センター(いわゆるメインセンター)の情報のみを掲載していたためであり、今後、他の消費生活センター等(799ヶ所)の情報も掲載対象とする。 具体的には、2010年10月末～11月末に実施した上記799ヶ所のセンター等への確認の結果、794ヶ所を2月初めを目途に事故情報データベースに掲載する。残りのセンター等については、所定の手続き(個人情報保護に関する審議会に諮るなど)が必要なことから、条件が整い次第順次追加することとする。 また、情報内容の違いは、「一般消費者向けサイト」には相談を要約した情報を公開しており、「行政向けサイト」には、相談の詳細を公開しているためである。相談の詳細は相談業務に資する情報として相談員が入力し、各自治体が決裁しているものであり、相談業務への影響を留意した上で、事故の詳細等の情報提供の在り方について検討していく。</p> <p>(2) 「一般消費者向けサイト」と「行政向けサイト」ともに処理結果が公表されていないことについて 処理結果については、関連する規程等の見直しやシステムの改修等必要な措置を行い、「行政向けサイト」で閲覧可能にしていく。</p>	<p>●事故情報データベースにおける、事故の詳細等の情報提供の在り方についての検討状況及び検討結果</p>

建議事項（平成 22 年 8 月）	実施状況報告（国土交通省・消費者庁）（平成 22 年 12 月）	フォローアップ項目
<p>(建議事項③) 国土交通省は、再リコール事案につき早急に検討を行い、次のような対策を講じること</p>		
<p>○既にリコールを実施した車両について、①当該リコールと同種の不具合が再発した情報を得た場合や、②当該不具合を理由とした2回自以降のリコール届出があった場合、これらの情報及び改善措置に対して、適切かつ効果的な技術検証を実施すること</p>	<p>国土交通省では、リコールに関する技術検証については、再リコールか否かにかかわらず、これまでも不具合情報や改善措置に関し的確に実施してきたところであるが、今後、(独)交通安全環境研究所の技術検証体制を強化するとともに、再リコール事案の届出が行われた際には、技術検証を積極的に活用することとした。技術検証の結果、仮に再々リコールが行われるような事案である場合には、迅速にその届出が行われるように指導する。また、技術検証の結果を踏まえ、メーカー等の原因究明方法において改善の余地があると認められる場合には、その改善について指導する。</p> <p>なお、再リコールを起こさないよう、リコールを一度で行うために時間をかけて対策が遅れるよりも、暫定的であっても迅速にリコールが行われることが重要であり、再リコールの実施そのものが安全確保の観点からも問題であるとは考えていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●（独）交通安全環境研究所の技術検証体制を強化したことによる成果 ●再リコール事案の原因に係る分析・検証（事業者指導の状況を含む）
<p>○リコール届出における対象車両の範囲を誤らないようにするために、メーカー等からの不具合情報の報告、リコール届出、立入検査等の機会に、部品の組み付けや製造工程の情報等の管理状況(実施体制を含む)について適切に把握できるように、監査方針を見直すこと</p>	<p>国土交通省では、従来からリコール対象車両の特定が適切に行われるよう指導してきたところであるが、今般、監査の方針を見直し、リコール対象車両特定のための実施体制や管理体制の状況を監査の際に確認することを明記した。</p>	

建議事項（平成 22 年 8 月）	実施状況報告（国土交通省・消費者庁）（平成 22 年 12 月）	フォローアップ項目
<p>(建議事項④) 国土交通省は、</p>		
<p>○リコールの迅速な届出を促進するために、明確な基準・目標等を示すこと</p>	<p>メーカー等が不具合の初報を入手してからリコール届出に至るまでの全ての過程において、迅速化を図ることが重要であり、国土交通省では常日頃から監査、リコール届出時等を通じて指導してきた。</p> <p>リコール届出に至るまでに、メーカー等は不具合情報の調査分析、原因の特定、改善措置内容の決定、対象範囲の絞り込み等を実施するが、各過程に要する期間については不具合の内容により大幅に異なることから、これらの期間を一律に定めることは現実的ではない。しかしながら、メーカー等がリコールに関する原因、改善措置内容、対象範囲等を確定し、リコール届出の最終決定を行った際には、迅速な届出が行われることが重要であるため、最終決定から国土交通省に届け出るまでの期間(日数等)について明確な基準を設けることとする。</p>	<p>●リコールの実施の最終決定から国土交通省に届け出るまでの期間（日数等）に係る基準設定の遵守状況</p>
<p>○リコール情報がより確実にユーザーに届き、リコールの実施率が向上するよう、その進捗状況を一層注視するとともに、ユーザーに対しても、自動車の登録手続や改善措置の実施の重要性について効果的な周知を行うこと</p>	<p>リコールの実施率については、その進捗状況をメーカー等から定期的に報告させ、今後とも注視していくこととしている。また、リコールの実施率が向上するよう、自動車の変更登録及び移転登録手続並びに改善措置の実施の重要性について、国土交通省のホームページへ掲載するとともに、国土交通省メールマガジン等において継続的に周知している。</p> <p>さらに、今後も、自動車の変更登録及び移転登録手続の重要性について、自動車登録等適正化推進協議会を通じてリーフレットを作成し、平成23年1月以降に配布する。また、平成23年度から自動車検査証の裏面に、自動車の変更登録及び移転登録手続並びに改善措置の実施の重要性を掲載する。</p>	
<p>○リコールに関連する制度(改善対策・サービスキャンペーン)についてもより一層の周知を行うこと。また、中期的な課題として、市場措置の届出区分(リコール・改善対策・サービスキャンペーン)について、現在のあり方を見直すこと</p>	<p>リコールに関連する制度について周知を図るため、国土交通省のホームページに制度について掲載等した。</p> <p>また、市場措置の届出区分(リコール・改善対策・サービスキャンペーン)については、ユーザーにとっての分かりやすさ等の観点から、中期的な課題として検討を継続する。</p>	<p>●市場措置の届出区分（リコール・改善対策・サービスキャンペーン）についての検討状況及び検討結果</p>

「有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議」に対する厚生労働省からの実施状況報告に関するヒアリング項目について

建議事項（平成22年12月17日）	実施状況報告（平成23年6月30日）	ヒアリング項目
<p>(建議事項①) 厚生労働省は、前払金を受領しながら短期解約特例制度（以下「90日ルール」という。）を設けていない事業者が少なからず存在している状況に加え、前払金の返還に関する消費者苦情が絶えないことや都道府県等からの要望も踏まえ、以下の措置を講ずること</p> <p>(1) 90日ルールを設けていない事業者に対して都道府県が適切かつ実効性のある指導等を行うことができるよう、同ルールの法制化等の措置を講ずること</p> <p>(2) 上記法制化等の措置を行うに当たっては、90日ルールの趣旨を逸脱した運営を防止する観点から、①契約締結時点で入居可能でない場合の取扱いを定めること、②90日以内に契約解除の申出を行えば、同ルールが適用されることを明確にすること、③死亡による契約終了の場合にも、同ルールが適用されることを明確にすること、④事業者側が返還時に受領することができる利用料等の範囲をより明確化すること</p> <p>(注) 建議事項中の各項目の番号は厚生労働省において付したものの。以下同じ。</p>	<p>(厚生労働省の実施状況)</p> <p>(1)について 御指摘のとおり、有料老人ホームに係る前払金の返還に関して、消費者からの苦情が生じているケースがあると承知している。このため、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第72号）において老人福祉法（昭和38年法律第133号）を改正し、有料老人ホームの利用者保護のため、 (i) 家賃、敷金及び介護等のサービス費用を除き、権利金等を受領してはならないこと (ii) 入居後一定期間内に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に、家賃、サービス費用等の実費相当額を除いて、前払金を全額返還する契約を締結すること を事業者に義務づける法制化の措置を講じたところである。 また、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）を改正し、有料老人ホームがサービス付き高齢者向け住宅として登録された場合についても、上記(i)(ii)と同様の取扱いとなる措置を講じているところである。</p> <p>(2)について 前述のとおり、改正後の老人福祉法及び高齢者住まい法では、①契約の締結時点ではなく入居時点から一定期間内に契約が解除された場合、③契約の解除時のみならず、入居された方が入居後一定期間内に亡くなられた場合でも法規制の対象とした。 また、②について、入居後一定期間内に契約解除等が行われた場合は法規制の対象となるところであるが、御指摘のように事業者が入居者の契約解除の申出から実際の契約解除までの期間として予告期間等を設定し短期解約対象期間を短縮することは、今般の法改正の趣旨に反することから、このような場合は都道府県等の改善命令等の対象となることを「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」（以下「標準指導指針」という。）や高齢者住まい法に係る施行通知等で周知する予定である。 さらに、④について、事業者が返還しなければならない家賃等の前払金の額は、受領した家賃等の総額から、入居日から契約解除又は入居者の死亡による契約の終了の日までの日数分の家賃等の額を除いた額とする旨を、省令を改正して規定することとしている。</p>	<p>今回の実施状況報告については、法改正・省令改正等を始めとして、建議事項に積極的に取り組もうとする姿勢がうかがえ、大変評価できると考えます。 なお、建議事項の趣旨が実現されるかどうかの検討に資するため、実施状況の内容や今後の方向性についてより明確にしたい点があるため、以下の点に留意して、説明願います。</p> <p>○有料老人ホームに係る前払金については、家賃の前払分という名目のほかに、①初期開業費や開業後の維持管理、想定居住期間を超える利用者の費用回収のための事業者が取得する部分、②各種のサービスを享受するための地位を購入する対価の部分として求めてきた事業者も相当程度あるとみられます。左記の老人福祉法改正後は、家賃、敷金及び介護等のサービス費用に含まれない上記①・②については、受領が禁止されると思料しますが、この実効性をどのように図るお考えなのか、説明願います。</p> <p>○標準指導指針等で周知することを想定している具体的な内容や周知時期等について、説明願います。</p> <p>○厚生労働省令の改正のスケジュール感等について、説明願います。</p>

建議事項（平成 22 年 12 月 17 日）	実施状況報告（平成 23 年 6 月 30 日）	ヒアリング項目
<p>(建議事項②)</p> <p>厚生労働省は、老人福祉法第 29 条第 6 項の規定に違反して、前払金の保全措置を講じていない事業者が相当数存在している状況を踏まえ、保全措置義務の実効性を確保する観点から、直罰規定の導入など所要の措置を講ずるとともに、併せて都道府県に対し適正かつ効果的な指導等を行うことを要請すること</p>	<p>(厚生労働省の実施状況)</p> <p>現行の老人福祉法の規定では、前払金の保全措置を講じていない場合、都道府県による改善命令が行われ、その改善命令に違反した場合は、罰則の対象としているところであるが、現在まで前払金の保全措置を講じていないことを理由として改善命令が行われた事例は 1 件もないところである。</p> <p>こうした状況を踏まえ、まずは都道府県等による行政指導をより実効的なものとする必要があるため、本年 1 月に、前払金の保全措置を遵守していない等の事業者に対して、悪質な場合は改善命令を視野に入れた上で指導監督を徹底していただくよう、各都道府県に対し要請を行ったところである。</p> <p>また、老人福祉法の改正に併せて厚生労働省令を改正し、届出事項に「一時金の保全措置を証する書類」を追加することにより、届出や報告徴収の際に、都道府県等が入念に確認するよう要請することなど、前払金の保全措置の更なる徹底を図り、都道府県等による指導監督が適切になされるよう努めていく考えである。</p>	<p>○各都道府県に対する要請文をお示しの上、要請のポイント、要請後の改善命令の実績等について、説明願います。</p> <p>○厚生労働省令の改正のスケジュール感等について、説明願います。</p>
<p>(建議事項③)</p> <p>厚生労働省は、指導指針等の規定が徹底されていない事業者が少なからず存在している状況に加え、前払金の返還に関する消費者苦情が絶えないことも踏まえ、以下の観点から消費者苦情を解決するための対策を検討し、改善の措置を講ずること</p> <p>(1) 指導指針では、前払金の償却年数は平均余命を勘案し決められていることと規定されているが、入居時の年齢や要介護の程度等に関係なく一定に決められている例が相当数みられることから、償却年数が入居後の平均余命等を踏まえた相応のものとなるよう一定のひな型を設けるなどにより、当該規定の実効性を確保すること</p> <p>(2) 老人福祉法第 29 条第 6 項では、前払金の算定基礎を書面で明示することが義務づけられているが、指導指針において定める内容が明確性を欠くこと等もあって、事業者側が返還時に受領することができる利用料等を明示していない例、具体的な記載になっていない例、保全措置に関する記載が確認できない例が多数みられることから、都道府県に対し指導の徹底を要請するとともに、指導指針又は施行規則で記載すべき事項等を明確に規定するなど所要の措置を講ずること</p>	<p>(厚生労働省の実施状況)</p> <p>(1)及び(2)について</p> <p>前払金の償却年数等の算定基礎については、都道府県等が確認を行い適切に指導するための参考として、標準指導指針等の改正により、平均居住年数等を勘案した前払金の設定方法や償却方法等について提示させていただくこととしている。</p> <p>御指摘の返還時に受領することができる利用料等については、前述のとおり、厚生労働省令の改正により、受領した家賃等の総額から、入居日から契約解除又は入居者の死亡による契約終了の日までの日数分の家賃等の額を除いた額と規定することとしている。</p> <p>また、書面での明示が具体的な記載になっていない例については、前述のとおり、標準指導指針等の改正により前払金の設定方法や償却方法を提示させていただくことにしたいと考えている。</p> <p>また、保全措置に関する記載については、老人福祉法第 29 条第 1 項における届出の事項について厚生労働省令の改正により「一時金の保全を証する書類」を位置づけ、都道府県等に確認していただくこととしており、事業者が利用者に書面の明示を行うよう適切な指導をしていただきたいと考えている。</p> <p>これらにより老人福祉法の実効性を確保し都道府県等に対し指導の徹底を要請してまいりたい。</p>	<p>○前払金の設定方法や償却方法等の提示の具体的なイメージができていますのであれば、ご提示の上、説明願います。</p>

建議事項（平成 22 年 12 月 17 日）	実施状況報告（平成 23 年 6 月 30 日）	ヒアリング項目
<p>(前ページより続く)</p> <p>(建議事項③)</p> <p>厚生労働省は、指導指針等の規定が徹底されていない事業者が少なからず存在している状況に加え、前払金の返還に関する消費者苦情が絶えないことも踏まえ、以下の観点から消費者苦情を解決するための対策を検討し、改善の措置を講ずること</p> <p>(③) 消費者が有料老人ホームとの入居契約を行う前に、自らの健康状態や財産等を踏まえて、有料老人ホーム以外の施設とも比較して入居施設を選択するために必要な情報を入手したり、個別に相談を行ったりすることができるように公的な仕組みを整備(既存の公的機関の活用も含む。)すること</p>	<p>(厚生労働省の実施状況)</p> <p>(③)について</p> <p>改正後の高齢者住まい法において、登録基準を満たし都道府県から登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅（以下「登録事業者」という。）については、バリアフリーに係る基準・状況把握サービス及び生活相談サービスに係る基準・入居時の前払金に係る基準等が都道府県ごとに登録簿に記載され一般の閲覧に供されることとしているほか、登録事業者自ら登録事項を公示することとしており、高齢者が入居施設を選択するために必要な情報を入手する手段として御活用いただきたいと考えている。</p> <p>また、サービス付き高齢者向け住宅の基準に該当しない有料老人ホームに対しては前述のとおり、厚生労働省令や標準指導指針等を改正し、一層の指導監督を都道府県等に要請してまいりたいと考えており、入居施設を選択する高齢者に対して、どのような内容・方法で情報提供をすることが適切であるかについて、地方公共団体の御意見も伺いながら検討してまいりたい。</p>	<p>○入居施設選択にあたっての情報や相談の仕組みの整備の中でも、ケアマネージャーなど福祉関係者の適切な指導助言は重要である。この点各自治体でより相談体制を充実させるための工夫が考えられないか。</p>

“集中育成・強化期間”後の地方消費者行政の充実・強化に向けた 取組の検討状況について

平成 23 年 8 月 5 日
消費者庁

1. 現状分析及びこれまでの各種支援措置の効果の分析

(これまでの取組の分析)

- 地方消費者行政の現状分析を行うとともに、「地方消費者行政活性化基金」(以下「活性化基金」)、「住民生活に光をそそぐ交付金」(以下「光交付金」)等の取組の効果等についての分析を行う(平成 23 年夏～秋)。

2. 消費者行政の充実に向けた体制整備の促進の取組

(「指針」の作成)

- 人口規模別の市町村の消費生活相談等の対応、広域連携の取組、庁内の各部署との連携の取組、地域の多様な主体の「参加」と「連携」の取組、消費生活相談員の処遇改善の取組等について、詳細な事例集とこれを基にした「地方への提言」、「消費者庁の取組」をまとめた「地方消費者行政の充実・強化のための指針(仮称)」を作成(平成 23 年冬～24 年春)。

(PIO-NET 刷新)

- PIO-NET について、相談員の入力負担の軽減、情報分析機能の向上など抜本的な刷新に取り組む(平成 23 年夏～)。
- 検討に当たっては、自治体の消費者行政担当職員や消費生活相談員など関係者を交えて実務的な意見交換を行う(平成 23 年秋～24 年春)。

3. 消費生活相談員の処遇改善の促進の取組

(相談員資格の法制化)

- 消費生活相談員の役割・任務、求められる知識・能力を法令で明確化するとともに、これを担保するための資格・試験を法的に位置付ける。これにより、自治体において専門職として適切に評価

されるよう促す。

- 検討に当たっては、自治体の消費者行政担当職員や消費生活相談員などを交えて実務的な意見交換を行い、相談員に求められる知識・能力、その評価の在り方を検討する（平成 23 年秋～冬）。
- 検討結果を踏まえ、次期通常国会に消費者安全法の一部改正案を提出（平成 24 年春）。

4. 都道府県の法執行強化に向けた取組

（地方における法執行体制の強化）

- 特定商取引法及び景品等表示法の執行ノウハウを有する人材の育成のため、都道府県の法執行担当者を対象とした執行初任者研修（平成 23 年 6 月）、法執行専門研修を実施（平成 23 年 9 月）。
- 景品表示法分野における執行関連情報の共有を図るネットワークを構築する（平成 24 年～運用開始）。特定商取引法については、特商法・割販法執行 N E T を通じた執行や解釈事例の情報共有を実施する。
- 特定商取引法の処分実績の少ない県に対し、経済産業局が立入検査に立ち会うなどにより、都道府県担当者に法執行ノウハウを伝授。
- 特定商取引法違反により、一つの都道府県で処分された後、別の都道府県で営業を行い、同様の違法行為を繰り返す事業者に対しては、国（消費者庁及び各経済産業局等）が責任をもって法に基づき厳正な対応を図る。
- 都道府県における景品表示法の執行権限の強化を検討するにあたり、都道府県における課題について聴取する（平成 23 年秋～）。
- 公正取引委員会において景品表示法業務拡大の方針が示され、情報提供受付の積極化、事業者からの相談への対応等が実施されているところ、引き続き、連携・協力を進めていく。

5. 消費者行政充実のための財源確保の取組

（自治体の裁量で消費者行政も含め自由に活用できる財源確保）

- 持続的な消費者行政の充実に向けて、「活性化基金」終了後の財源確保が課題。

- この点については、地域のことは住民主体で地域が決める「地域主権改革」の趣旨を踏まえ、自治体が消費者行政も含め自らの裁量で活用可能な財源の確保を図ることが重要。
- 今後、導入が検討される経常的経費に係る「一括交付金」の消費者行政への活用や「地方交付税措置」の充実を図っていくことが必要。

（「地域主権改革」の実現に向けた過渡期の対応）

- 同時に、これまで光が十分に当てられなかった分野の取組強化を促進しつつ、1つの分野に限定することなく、自治体の裁量により複数の分野への活用を選択できる「光交付金」の趣旨は、改革の実現に向けた過渡期の対応として大きな意義がある。
- このため、「光交付金」の後継となるような支援制度の創設を政府部内で働きかけることを検討。

以上

”集中育成・強化期間”後の地方消費者行政の充実・強化に向けた取組み（工程表）

	平成23年夏	平成23年秋	平成23年冬	平成24年春	春以降
1. 現状分析及びこれまでの各種支援措置の効果の分析					
地方消費者行政の現状分析及び活性化基金、光交付金等の取組の効果等についての分析	地方消費者行政の現状分析、活性化基金、光交付金等の取組の効果等				
2. 消費者行政の充実に向けた体制整備の促進の取組み					
「地方消費者行政の充実・強化のための指針（仮称）」の作成	取組事例の収集、「地方への提言」、「庁の取組み」の検討、指針の作成				
PIO-NET刷新	入力負担の軽減、情報分析機能の向上等の抜本的な刷新に向けた検討				
	関係者による実務的な意見交換				
3. 消費生活相談員の処遇改善の促進の取組					
相談員資格の法制化	関係者との実務的な意見交換を行いつつ、相談員に求められる知識・能力、その評価の在り方の検討			消費者安全法改正案の国会提出	
4. 都道府県の法執行強化に向けた取組					
地方における法執行体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・特商法の処分実績の少ない県に対し、都道府県担当者に法執行ノウハウを伝授 ・特商法・割取法執行NETを通じた執行や解釈事例の情報共有 				
	法執行専門研修の実施			景表法執行NETの本格運用	
	都道府県の景表法執行権限の強化について課題聴取			執行初任者研修の実施	
5. 消費者行政充実のための財源確保の取組					
地方消費者行政充実のための財源確保の取組（地域主権改革の実現に向けた過渡期の対応）	自治体の裁量で消費者行政も含め自由に活用できる財源確保に向けた政府部内での働きかけ				
	光交付金の後継となる支援制度創設に向けた政府部内での働きかけ				